令和5年2月17日

都道府県師会 会長　各位

（公社）全日本鍼灸マッサージ師会

会　長　伊藤　久夫

災害対策委員長　仲嶋　隆史

**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等 について(お知らせ)**

日頃より、スポーツ・災害対策委員会の活動にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年2月10日に開催された 新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」 が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを受け、別添1から3まで、厚労省医政局医事課を通じて周知依頼がきましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについては、令和5年1月27日の厚生科学審議会感染症部会で、特段の事情が生じない限り5月8日から新型コロナウイルス感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとなっております。貴会におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を実施していただくとともに、会員の皆様等への周知等の御協力をお願いします。

[添付資料]

別添1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(別紙1、2、参考)

別添2 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

別添3 イベント開催等における感染防止安全計画等の導入について(改定その10)